

春日部市環境センター整備基金条例

(設置)

第1条 春日部市環境センターの整備費用に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、春日部市環境センター整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、一般会計歳入歳出予算（第4条において「予算」という。）により措置した金額を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する整備費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。